

公職選挙法

(参議院選挙区選出議員の選挙区)

第14条 参議院(選挙区選出)議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、別表第3で定める。

別表第3 (第14条関係)

選挙区	議員数
北海道	4人
青森県	2人
岩手県	2人
宮城県	4人
秋田県	2人
山形県	2人
福島県	4人
茨城県	4人
栃木県	2人
群馬県	2人
埼玉県	6人
千葉県	6人
東京都	10人
神奈川県	6人
新潟県	4人
富山県	2人
石川県	2人
福井県	2人
山梨県	2人
長野県	4人
岐阜県	4人
静岡県	4人
愛知県	6人
三重県	2人

滋賀県	2人
京都府	4人
大阪府	6人
兵庫県	4人
奈良県	2人
和歌山県	2人
鳥取県	2人
島根県	2人
岡山県	2人
広島県	4人
山口県	2人
徳島県	2人
香川県	2人
愛媛県	2人
高知県	2人
福岡県	4人
佐賀県	2人
長崎県	2人
熊本県	2人
大分県	2人
宮崎県	2人
鹿児島県	2人
沖縄県	2人